

平成 28 年度 第 1 回 橋本市子ども・子育て会議
議事録

開 催 日 時	平成 28 年 6 月 29 日 (水) 午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分
開 催 場 所	橋本市教育文化会館 4 階 第 5 展示室
出 席 者 (委 員)	佐々木委員、西井委員、井手上委員、西山委員、藪本委員、古井委員 前迫委員、松井委員、武藤委員、小弓場委員、守安委員、石橋委員
欠 席 者	森中委員
事 務 局	健康福祉部：こども課 吉田課長 堀畑主幹 岡課長補佐 木下係長 和田係長 坂田副主幹 健康課 蛭本課長 坂口係長 福祉課 栄迫課長 教育委員会：教育総務課 高井係長 学校教育課 森口課長補佐
議 題	(1) 幼保連携型認定こども園他の認可等報告について (2) 橋本市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
資 料	平成 28 年度第 1 回橋本市子ども・子育て会議次第 資料 1 橋本市子ども・子育て会議条例等 資料 2 委員名簿 資料 3 認定こども園他設置認可施設一覧 資料 4 事業計画の進捗状況について 資料 5 新制度の全体像 参考資料 橋本市子ども・子育て支援事業計画

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>開会</p> <p>皆さん、こんばんは。定刻となりましたので始めさせていただきたいと思えます。最初、司会が決まるまで進行役をさせていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、ただいまより平成 28 年度第 1 回の橋本市子ども・子育て会議を開会します。</p> <p>まず、最初に、今回のこの会議ですけれども、市民の皆様へ内容を明らかにして、会議運営の透明性向上のため、本日の会議を公開とさせていただきます。傍聴の方も何人か来られています。よろしくお願ひします。</p> <p>まず、最初に、委嘱状の交付をさせていただきます。本来ならば市長からそれぞれの委員の方々に直接お渡ししなければなりませんけれども、時間の関係上、委員の皆様を代表して、井手上哲也様に委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>それでは、井手上さん、前の方へよろしくお願ひします。</p>
平木市長	○委嘱状交付
事務局	<p>ありがとうございました。その他の皆様には、後で委嘱状を配付させていただきます。</p> <p>続きまして、今回、28 年度ということで、委員さんが新たにかわっている方もおられますので、委員さんの紹介をさせていただきます。今回、教育部長の森中が他の公務のため欠席となっております。他のメンバーは全て出席です。</p> <p>それでは、古井委員から順番にお願いします。</p>
事務局	○各委員による自己紹介
事務局	<p>ありがとうございました。事務局の紹介は、また後ほどさせていただきます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、平木市長よりご挨拶申し上げます。</p>
平木市長	<p>皆さん、こんばんは。平成 28 年度第 1 回の橋本市子ども・子育て会議ということで、本日はお忙しいところお集まりをいただきましてありがとうございます。</p>

また、委員をお願いしましたところ快く引き受けていただきまして、本日出席いただきましたことを、本当に感謝申し上げたいと思います。

私も、実は、橋本市のエンゼルプランをつくったときの市のPTA連合会の会長、あのときは伊都PTAの会長ということで、橋本市の最初のエンゼルプランにかかわらせていただきまして、実のあるものにしていこうというお話をさせていただいたのを覚えています。そのとき、私、市議員という立場もありましたけれども、非常にたくさんの意見をいただいて、やっぱり子育て支援というのは簡単なようで本当に難しいものであると思いますし、子どもも、健常者の子どももいれば、障がい者の子どももいるということで、その中でどういう子育て支援をしていくのかというのは、私にとっても非常に大きな課題でありますし、これから地方創生の1つとして、子育て支援をどう進めていくかというのは非常に大切な問題であります。

また、子育て環境も大きく変わってきておりますし、子どもの養育を放棄するというふうな問題もありますし、また経済的な問題等、今の子育てというのは非常に難しい問題があるなという認識もしておりますし、また出産鬱であるとか、そういう精神的な問題もたくさん抱えていると思っています。その中で行政ができることというのも非常に難しい問題もありますし、やはり多くの皆さんの協力をいただきながら行政を進めていくというのが非常に大切なことであると思っています。

今、高齢者の介護支援予防の事業につきましても、行政だけでは絶対に無理な面がありますし、今、地域に行って色々ご意見を聞きながら、地域住民の皆さんと一緒にやっていこうというふうな取り組みも始めています。そういう中で、子育ても同様だと思います。子育て環境も、地域に子どもがいないという問題も隠されていますし、今の子どもというのはゲーム等に熱中して外で遊ばないとか、本当にさまざまな支障もありますし、これからの子育て支援をどういう形で進めていくのか、子育て日本一を目指す橋本市にとってもこれは重要な問題でありますし、橋本市の宝である子どもをいかに成長させていくかというのも非常に大事な問題であります。

そういう中で委員の皆様には、そういうことも十分に踏まえていただきまして、今、橋本市で欠けているものは何なのかであるとか、こういう計画をつくっていただいておりますけども、そういう中でどういうふうに市としてやるべきことがあるのかというのを、ぜひご提案していただきたいと思います。

そして、今年度、3階の中央公民館の横に家庭支援相談室というのを作りました。今、橋本市では、教育と福祉の連携担当というのを置いて、家庭教育支援であるとか、子どもの貧困に対しての取り組みをしていこうと考えています。今

	<p>年度の取り組みとしては、今の現状はどういう状態であるのか、あるいは、これからどうしたらいいのかというのを各団体に聞き取り調査を行い、平成 29 年度予算にそれをのせていこうということで現在考えています。そういう中で、私たちもやはり子どもの貧困、あるいは家庭教育支援というのは新たに教育大綱をつくりましたので、その中にも家庭教育支援という重要な事項も載せて、これを解消していこうというふうなことでしております。</p> <p>皆さんの良い意見、そして、私にこれを読ませていただきましたら、市長に言うことができるという、若干怖いなと思いがらいてますけれども、そういうふうに遠慮なく申していただいて、この子ども・子育て会議をより実りあるものにしていただいて、橋本市の子育て支援がさらに1歩、2歩と前へ進んでいくことをお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。大変お忙しいところ、誠にありがとうございます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。平木市長につきましては、この後、公務がありますのでご退席となります。ありがとうございました。</p>
平木市長	<p>よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは、本会議の内容ですけれども、新しい委員さんもおられますのでちょっと説明させていただきます。</p> <p>本会議は、橋本市子ども・子育て会議条例に制定してありますように、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため設置された合議制の機関であります。</p> <p>実は、平成27年度についてはこの子ども・子育て会議を開いておりません。平成27年4月から新しい法律ができて、計画書ができて、1年間やらせていただきました。大きな変更等があればこの会議を開いて報告させていただくんですけども、1年たって今回が平成27年度の報告の機会であります。会議条例の中には、市長に色々なことを提言していくとなっていますので、今後、本計画の2年目に入りますので、市長に提言があればどんどんこの会議を開いていきたいと考えております。ただ、本来ならば4月ぐらいに開く予定でしたけども、6月まで延びてしまったことはお詫びしておきます。あと、会議につきましてはホームページに公開させていただきます。</p> <p>次に、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料ですけれども、『なるほどBOOK』というのが最初にありまして、その後、会議次第、それから資料1から5までがあると思います。委員さんのほうには、平成26年度末につくらせても</p>

事務局	<p>らった事業計画書をつけさせていただいております。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、続きまして、今回、出席させていただいております事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>○事務局自己紹介</p> <p>それでは、続きまして、議事録署名委員を指名させていただきます。佐々木委員、前迫委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、橋本市子ども・子育て会議条例第5条1項の規定により、会長及び副会長の選出を行う必要がございます。選出につきましては、委員の中からの互選という規定になっております。どのように取り計らいましょうか。</p>
委員	<p>事務局一任。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは、事務局一任ということですので、会長につきましては古井委員に、副会長につきましては石橋委員にお願いいたします。拍手をもってご承認をお願いします。</p> <p>拍手</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、古井会長にご挨拶をいただき、引き続き議事に入っていきたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、前回に引き続き会長を務めさせていただきます古井と申します。よろしくお願いいたします。何分未熟な者ですので、皆さん、支えていただければありがたいと思います。この事業計画にある、基本的な視点にある子どもの幸せを第一にするというところを大事に、議論や議事の進行に努めさせていただきたいと思います。</p> <p>また、委員の皆様には、前回つくりました支援事業計画の資料にありますライフステージ別の事業一覧というところを載せてるんですが、これは前回の構成委員のメンバーから、ぜひライフステージ別で支援事業にどういうものがあるのか、使えるのかということ、やっぱり明示した方がいいのではないかという委員会の議論の中から、事務局でそれを反映させていただいて、この資料というのが追加されたというふうに私のほうでは耳にしております。ですので、このような皆さん方からのご提案ということが反映されると思いますので、皆さん、議論のほう</p>

事務局	<p>を盛んに、積極的にしていただければと思います。</p> <p>それでは、早速ですが、議事に進みたいと思います。議論としましては、きょう、準備されているものが2点あります。</p> <p>まず、1点目については、幼保連携型認定こども園他の認可等報告についてということで、資料3をもとに、事務局、ご説明をお願いします。</p> <p>説明に入る前に、子ども・子育て支援事業計画とは内容が少し異なる点もありますけども、3点ほど私から報告事項がありますので説明させていただきます。</p> <p>まず、1点目ですけども、平成28年4月から西部中学校、学文路中学校、橋本中学校が統合されて、新たに橋本中央中学校が橋本中学校の場所にできております。</p> <p>2点目に、皆さんもご存じかもわかりませんが、平成30年ごろに開園を予定しておりました（仮称）学文路こども園、及び（仮称）山田こども園につきましては、用地確保の困難、財政状況の問題等で計画を一から見直すこととなっています。この業務につきましては、こども課に平成28年4月から移りまして、こども課で今後この計画について方向性を決めていきたいと思っておりますけども、これによって量の確保については公立保育園等でカバーできますので、大きな量の確保については変更がないと考えております。</p> <p>3点目ですけども、この4月にこども課の機構改革を実施しました。1課2係から1課4係となりました。今まで、保育幼稚園係と子育て係の2係でしたが、保育幼稚園係、ここは保育園・幼稚園の入退園、利用者負担額の決定等を行うところと、家庭支援係、教育福祉連携、児童扶養手当、児童相談が主な仕事となっています。それから、子育て係、児童手当、ひとり親家庭医療、子育て支援センターの業務を行います。それと、こども支援係、子ども・子育て支援計画、この会議ですけども、それと、発達相談、のびのび教室を担当しております。この4係となりました。子育てしやすいまち橋本市を目指して、非常に充実したこども課となりましたので、今後ともよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、具体的な内容について説明させていただきます。</p>
事務局	<p>まず、初めに、資料1を見ていただけますでしょうか。橋本市子ども・子育て会議条例ということで、本日、皆さんにお集まりいただいておりますのは、この条例に基づいて皆さんに集まっていただいて、会議を行うと考えております。</p> <p>そして、1枚めくっていただきますと、右のところに、橋本市子ども・子育て会議についてということで記載させていただいております。少しこのことについて、ご説明させていただきたいと思っております。</p>

会議の設置と法的位置づけとしまして、設置の趣旨は、子ども・子育て支援法に基づき策定された、子ども・子育て支援計画の進捗状況及び子ども・子育て支援に関する施策の推進などを協議します。会議の法的位置づけは、子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関となります。

会議の所掌事務ですが、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理します。この第77条第1項各号というのは、左のところに参考として記載させていただいておりますので、また後でご確認をよろしくお願いします。

3、委員の身分と任期等。委員の身分は、地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤の特別職となります。委員の任期は、委嘱日28年6月1日から30年5月31日までの2カ年となります。委員の報酬といたしまして、橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の規定により支給します。

4、会議の会長及び副会長ということで、会議の会長、副会長を置き、委員の互選により定めます。なお、会長は会務を総理し、会議を代表します。また、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理します。

次に、5、秘密保持です。委員を含む会議に出席した関係者は、会議で知り得た秘密及び個人情報をほかに漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

本日、報告させていただく議題の内容については、特に秘密になるようなことはないかなと考えております。また、質問等の中で何か個人情報等が出るようなことがあれば、それについては秘密保持をどうぞよろしくお願いいたします。

次に、資料2の子ども・子育て会議の委員名簿です。

次に、議題1、幼保連携型認定こども園他の認可等報告について、資料3について説明させていただきます。

まず、上から、平成27年4月、保育所型認定こども園設置認可施設といたしまして、橋本こども園、応其こども園、この2園が開園しております。橋本こども園については、橋本保育園、橋本東保育園、橋本幼稚園を統合した公設民営の指定管理の施設となっております。応其こども園につきましては、伏原保育園、名古屋曾保育園、応其幼稚園3園を統合いたしまして、同じく公設民営の指定管理の施設となっております。

次に、私立保育園設置認可施設といたしまして、橋本さつき保育園が4月に開園しております。

次に、28年4月、幼保連携型認定こども園設置認可施設といたしまして、城山台幼稚園とバンビーノ保育園を統合いたしまして輝きの森学園が開園しております。

<p>会長</p>	<p>次に、三石台幼稚園をみついしこども園ということで、こども園に移行しております。</p> <p>次に、あやの台幼稚園はそのままの名称でこども園に移行しております。</p> <p>保育所型認定こども園というのは、認可保育所が幼稚園の機能を備えた施設となります。</p> <p>次に、幼保連携型認定こども園というのは、幼稚園的機能と保育所的機能の両方を備えて、一体的に設置運営されている施設ということになります。</p> <p>簡単ではございますが、以上、報告とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございます。それでは、すいません、皆さん、ネームプレートを私のほうに向けていただけると。ありがとうございます。それでは、今、事務局から説明いただきましたことについて、質疑、応答、あとご提案等ありましたら、お願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>よろしいですか。すいません、ゼロ歳児の、このようになって受け入れの母数が非常に大きくなっていると思うんですけども、これだけでも30人かな、ゼロ歳の受け入れ枠が大きくなっていると思うんですけども、現在の利用状況というのはどのようになっているのか教えていただければと思うんですけども。</p>
<p>事務局</p>	<p>お答えします。6月1日現在で、62名のゼロ歳児の在園児がいらっしゃいます。ですので、定員にはまだ空きがあるということで、待機児童等は発生してございません。</p>
<p>委員</p>	<p>具体的に、それぞれの新しい施設ではどのような状況になっているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>お答えします。まず、橋本こども園につきましては、定員6名のうち5名が入所されております。応其こども園につきましては、定員9名のところ7名、輝きの森学園につきましては、定員12名のところ6名、みついしこども園につきましては、定員3名のところ2名の入所でございます。あやの台幼稚園は、ゼロ歳児の定員枠がございませんのでゼロでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>定員が違うよね。</p>

会長	定員と実数が混じっているのでは。
事務局	失礼しました。みついしこども園、認可定員は6名でございます。受け入れの実際の数字で申し訳ございません。それから、橋本さつき保育園、9名のところ、6月1日現在では5名の入所でございます。
会長	今、ゼロ歳児の定員についてですが。
事務局	橋本こども園は、認可定員が6名なんですけれども、受け入れ態勢として、9名を受け入れていただけるということでございました。現在のところは5名ということでございます。
会長	例えば、橋本こども園の第3号で、ゼロ歳児が多分、定員6人、この資料ではそうなっていますが。
事務局	認可定員は全て6名でございます。
会長	認可定員が全部6名で、橋本こども園は、6名のうち5名、今、入っている。応其こども園は、6名のところ7名入っている。
事務局	申し訳ございません、応其は6名のところ6名でございます。
会長	橋本さつき保育園は、6名のところ何人で。
事務局	5名でございます。全て6月1日現在の園児数でございます。
会長	ということで、その数字が、定員数と実利用人数、正確な数値が今事務局から説明されました。
事務局	認可定員というのは、和歌山県により保育所等の設置が認可された定員なんですけれども、園といいますか、法人さんの配慮によりまして、ゼロ歳児を受け入れる必要があるならば、新たに保育士さんを適材適所配置していただいて、最低限の基準面積を守っていただければ、認可定員を上回る実質の受け入れは可能となってございます。この説明が抜けておりまして、申し訳ございませんでした。

会長	<p>ありがとうございます。ほかに。保育園それぞれによって定員数というのが決められているということになりますが、ちょっと資料3からはそこが読み取れないので、保育所ごとの利用定員数と、あとは実利用人数というのがわかるものがあったほうが、資料としては正確ではないかなと思います。</p> <p>他に質問はございますか。</p>
委員	<p>これは、認定こども園等々のゼロ歳児の状況なんですけど、私立ではどのくらいになっていますか。</p>
事務局	<p>私立の園では21名になってございます。</p>
委員	<p>さっき62名とおっしゃっていたのは、保育園も入れているんですか。ゼロ歳児の6月現在の人数というのは、この表以外の人数ですか。</p>
事務局	<p>申し訳ございません。新しい園に限って申し上げました。公設民営の既存の保育園を入れますと、全体で62名の入所園児がいます。先ほどは新しい園ということで、限定して回答させていただきました。</p>
会長	<p>いわゆる待機児童自体は今、6月1日現在ではないということになっています。今のご質問のご回答でよかったですでしょうか。</p>
委員	<p>私立のところ、僕の知っているところで十何名あいているところがあるんですけど、これは1園で21名ですか、2園で21名ですか、3園ですか。</p>
事務局	<p>先ほど、21名と申し上げましたが、31名でございました。申し訳ございません。ただ、確かに1園で11名を受け入れていただいている園はございます。</p>
委員	<p>今、31名と言うているのは何園ですか。</p>
事務局	<p>5園です。</p>
委員	<p>5つの幼稚園やな。</p>
事務局	<p>5つの保育園です。</p>

委員	5カ所なんやな。
事務局	はい。
会長	<p>橋本市の保育園、幼稚園、認定こども園のところの定員と現在の入所の人数というところが分かるような一覧になっているものを、次回の会議の際にでもご提示いただけると、皆さん、おそらくより理解できるのではないかなと思いますので、次回までにご用意いただければなと思います。</p> <p>今の要点としては、待機児童のいないというようなところが、まず事務局から伝えられた重要な情報として考えられるかなと思います。</p> <p>その他、ご質問。事務局の初めのほう、山田と学文路についてというご答弁あったんですが、今後、山田と学文路の保育園、幼稚園というところはどのような方向性で進められていくのかということについてご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明させてもらいます。先ほど言いましたように、学文路と山田につきましては、こども園計画がありました。計画では、もう今ごろは指定管理者が決まって、建設が来年ぐらいから始まって、平成30年4月1日、遅くても平成31年4月1日開園というのをこども課としては目指しておりました。というのは、学文路地区につきましては、清水幼稚園、学文路幼稚園、それからしみず保育園があるんですけども、かなり老朽化しております。それから、山田につきましては、岸上、柏原、山田の各保育園についてもかなり老朽化しております。それで、計画的に進んでいたんですけども、先ほど言いましたように、山田地区につきましては、当初計画の土地の買収が困難になりました。それと、去年、橋本市の財政が非常に厳しいという状況が分かってきました。</p> <p>その2点で、山田地区につきましては、今後5年間は凍結という言い方はちょっとおかしいですけども、今の3園の保育園でやっていくというのが決定しております。ですので、こども課としては山田地区については早くつくりたいんですけども、早くても平成34年、遅かったら35年以降になるかなと思います。</p> <p>それから、学文路地区につきましては、当初、公設民営の計画で進んでいたんですけども、人口推計が少し分かかってきて、かなり子どもの数が減っているということで、今後、民設民営も含めて、学文路地区については一から見直していきたい。</p> <p>ですので、もう一度言いますと、山田地区については早い時期で建設したいという、こども課の意向もあるんですけども、学文路地区については時期的には未定で、しみず保育園を何とか改修等を行って運営していきたいという考えでおり</p>

	ます。
会長	ご丁寧にご説明ありがとうございます。
委員	そしたら、現行の園で耐震工事は大丈夫なんですか。耐震構造になっているんですか。
事務局	岸上、柏原、山田については耐震診断をしておりますので、5年間は十分やっていけると思います。それから、しみず保育園につきましては、耐震はやっておりません。ですので、今年度か来年度中に耐震の診断を行っていきたいと考えております。
会長	計画というのが変更になったという点について、保護者の方や子どもに対する影響とかというのは、何かあったのでしょうか。
事務局	なかなか難しいですね。実は、私も平成27年4月1日からこども課に来たんですが、その前は教育委員会におりまして、財政的な問題でこども園の建設が非常に難しいというのは市長の言葉から出ています。学文路地区につきましても、山田地区につきましても、その辺は説明させてもらっております。
会長	丁寧に説明していただいて、ありがとうございます。 他に質問はございますか。
委員	学文路地区の子どもの人数が減っているとおっしゃっていたんですけども、今後、保育園、幼稚園、ともに入園してくれる人数がどんどん減っていったとしたら、どうなるんですか。
事務局	学文路地区につきましては、現状の人口は把握しております。ただ、5年先、6年先の人口が思ったよりも減るんじゃないかなという予想をさせてもらっております。現に今、清水幼稚園は、4歳児2名、5歳児2名、今年から3歳児教育を実施しましたが子ども入園はありませんでした。学文路幼稚園につきましては、今6名です。今後、こども園計画があれば、この人数でも園の運営はやっていけるかなと思うんですけども、こども園計画が長引くようでしたら、この人数で果たして園として維持していけるのかなという疑問はこども課としてはあります。ただ、今の段階では、園は続けていくという方向で考えております。

	<p>しみず保育園については、まだかなりの児童数がおりますので、できればしみず保育園はそのまま継続で、こども園ができるまでは維持していきたいと考えております。</p>
委員	<p>しみず保育園は残されると、維持していきたいと考えられているということなんですけれども、学文路幼稚園と清水幼稚園はどのような形になるんですか。</p>
事務局	<p>清水幼稚園と学文路幼稚園については、今、学区制をしていますので、他のこども園には行けない方もおられます。そのような条件もありまして、できれば、清水幼稚園も学文路幼稚園も継続で置いておきたいという気持ちはあります。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。清水幼稚園、しみず保育園、学文路幼稚園については、継続していくというところの、今現在そういう計画のようです。</p>
事務局	<p>はい。先ほど最初に言いましたように、こども課としてはそう考えているんですけども、今現状、4名と6名ですので、こども課の意見と市全体の考え方は違う可能性はあります。ただ、もう1つ、私が最初説明したように、学文路中学校がなくなりました。河南地区から公共的な施設がなくなったということで、この時期に幼稚園もなくしていくというのはなかなか行政的にも難しい、私としてもかなり苦しい立場かなとは思っています。</p> <p>それと、こども園はかなり遅れますので、その辺も含めて今後考えていきたいんですけども、実は、来週ぐらいに、清水幼稚園の保護者の方と話し合いを持ちます。その中で方向性は、清水については決めていかなければならない時期が来るかなと思っています。というのは、先ほど言いましたように、清水については3歳児が入園しなかった。児童数が4名で、来年もしかしたら、5歳児2名が卒園すれば2名になる可能性がある。そういう状況で運営を続けていくかどうかというのは、こども課としても、市全体としても、決断しなければいけないかなと思っています。</p> <p>ただ、学文路幼稚園については3歳児も入ってきていますし、5名から6名に、とりあえず人が増えていますので、学文路幼稚園については継続でというのは、こども課からの提案はさせていただいております。</p>
委員	<p>そしたら、清水幼稚園は、今度、保護者とお話しされていくということなんですけれども、方向性はまだ決まっていないということでもよろしいんですか。</p>

事務局	保護者の意見を聞いて決定していきたい、方向性を決めていきたいと考えています。
会長	ありがとうございます。
委員	今後の出生数の予測とか、現在どれぐらい出生して、どれぐらい出生予測されているのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。
事務局	今現在、出生数というのは、年間 400 の数字を想定しておるんですけども、この数字が 300 台に徐々にですけども下がっていくのではないかなという予測でございます。
会長	籾本委員、今の質問はどういった意図からでしょうか。
委員	すごく人口が減ってくるとかといううわさもあるし、出生自体がどれぐらいに減るのかというの、どういう予測をしているのかなとちょっと思いまして。
会長	今 400 人ですから、だんだんと減っていくかも。でも、増えていったほうが橋本市にとってはいいということですね。
委員	先ほどの説明では、市立で 31 名、こども園等で 62 名という説明を受けたんですけど、今の話を聞いていたら大体 400 名程度の出生を考えているということなんですけど、これの数字の差というのは待機児童になっているんですか。
事務局	そこはちょっと違いまして、ゼロ歳児の出生があったとしても、全員の方が保育園を希望するわけではありませんので、保育園の希望はもうちょっと少ない。具体的に言えば、ここの計画の中で数字を出してあります。実は、もう 1 つ詳しく言いますと、去年、平成 27 年度ですけども、橋本市についてはゼロ歳児の待機児童が出ました。この計画書にも載せてあるんですけども、今、委員さんがおっしゃったように、ゼロ歳児がどんどん生まれてきますので、去年の 9 月以降、入れない状況が出まして、最終的に 12 月ごろに 13 名、これは議会でも問われました。そういう形で 13 名の待機児童が出ましたということで出させてもらっています。
	ですので、例えば、今年こども園ができて、六十数名、ゼロ歳児が入れる状況は確保してあるんですけども、もしかしたらまた 9 月以降に、保育園に入りたい

委員	<p>けども入れない方が出てくる可能性があります。この計画書でも、27年度、28年度については、若干名、待機児童、ほとんどゼロ歳児のカウントです。出てくるという計画をさせていただいております。</p> <p>以上です。</p> <p>先ほど来、ゼロ歳児の問題が非常に話題に上がっているわけですが、今、課長からもお話もございましたように、実際に待機児童が出ておりますのは、いわゆる未満児の部分で出ておまして、以上児につきましては、非常に橋本市は、色々な大きな箱物がございます、十分に受け入れが可能なかと思っているんですけども、これ、随分前にもちょっとお話をさせていただいたんですけども、ほかの市でもこういう問題というのは非常に多うございまして、箱物をつくっていくと非常にお金がかかるということで、いわゆる小規模保育園というのを皆やっているわけです。これもほんとうに、ゼロ、1歳あたりの、これは日本全国そうなんですけど、ほんとうに人口がどんどん減ってきてまして、箱物で処理することになってきますと、今度、将来にわたって非常に維持管理も難しくなってくるんですけども、小規模保育で、ゼロ、1歳の部分について、何らかの対応をされていくという方向性というのは、市としてはお考えなんでしょうか。</p> <p>ちょっとその辺のところ、他の市はどんどんそれを進めていて、例えば、その辺の人数がなくなれば、小さな施設でございますので、終園するのも簡単だと、簡単という言い方は問題あるかと思いますが、そういうふうなことで待機児童の解消に当たっている市が多いんですけど、この辺のところいかがでございますでしょうか。</p>
会長	<p>ありがとうございます。小規模事業に関する橋本市の方向性であったりとかというところに関するご質問です。</p>
事務局	<p>同じような答えになるんですけど、山田地区につきましては150人前後の園児がおりますので、ここについてはこども園を積極的に、今までどおりのこども園を、民設民営になるか、公設民営になるかわかりませんが、こども課としては進めていきたい。学文路地区を中心に、今言いましたように、待機児童が実際に出ていますので、小規模園については議論はしております。今後、手を挙げてくれる事業所があれば、積極的にこちらも話し合いをさせていただいて、そういうのを計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。</p>
委員	<p>ありがとうございました。全面的に否定されているわけではないんですね。以前に、ちょっとお伺いしたときに、橋本市には小規模保育園がなじまないというようなお考えがあるやに聞いておりましたので、それがいまだにあって、他の市と違ってその辺のところの対応が遅れているのかなど。実際問題として、今、話</p>

事務局	<p>題に出ております地域以外に、いわゆるゼロ歳児の待機が出ますところは、そういう地域ではない場合があるのかなと。市の中でも人口密集地といいますか、そういうふうな部分での待機児童があつて、小さな子どもさんを連れてそんな遠いところになかなか行けないというふうなこともございますので、この辺のところをもう少し積極的に考えていかれるのも1つなのではないかなと、えらいおこがましい言い方なんですけど、そういうこともお考えになったほうが、市民サービスにとってはいいんじゃないかなと思いますけど、いかがでございましょうか。</p> <p>貴重な意見ありがとうございます。先ほど言いましたように、こども園計画については、橋本市の考え方もここ数年で大きく変わってきました。委員が言われましたように、今まではこういう言い方をしておたやないかといいますけども、今後は私自身も変わっていきますので、また色々勉強させてください。</p>
会長	<p>ありがとうございます。前回までの小規模保育の方針ということと、また実情が変わってきているということで、その実情に応じて柔軟に対応していけるということ、今、確認できたのではないかなと思っております。</p> <p>その他、議題等、ご質問等、ご意見がなければ、議題の2に移っていきます。橋本市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、お願いいたします。</p>
事務局	<p>議題2の橋本市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、資料4をご確認いただけますでしょうか。少し、できるだけ丁寧にご説明したいと思います。座って失礼いたします。</p> <p>まず、初めに、今回初めて委員をしていただく方もございますので、少し事業計画につきましてご説明させていただきたいと思えます。</p> <p>事業計画の1から2ページのところに、計画策定にあたってということで、計画策定の背景としまして、全国的に少子化が依然として進行している、子ども・子育て支援が質・量ともに不足している、子育ての孤立感や負担感が増加している等の背景がございまして、子ども・子育て関連3法が制定されることになりました。子ども・子育て関連3法というのは、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、関連整備法（児童福祉法等の改正）ということになります。この子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されました。</p> <p>新制度の目的といたしまして、より質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図るという目的を持ってございます。第一義的には、「子どもは親・保護者が育む」ことが基本としながら、地域を挙げて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕</p>

組みを構築するという形をとっております。本市の子ども・子育て支援に関するこれまでの取り組み成果を引き継ぎつつ、新たな計画として橋本市子ども・子育て支援事業計画を平成27年3月に策定いたしました。

次に、計画の位置付けですが、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であります。これまでの次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画である「橋本市次世代育成支援地域対策行動計画～子ども・子育てのびのび夢プラン～」の基本的な考え方を継承し、子どもとその家庭にかかわる施策を体系化し、保健・医療・福祉・教育・住宅・労働・まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものとしています。

実態調査や関係団体などによる市民の意見を反映して策定ということで、橋本市におきまして、平成25年に橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査を実施しております。子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針になります。国や県の子ども・子育て支援事業計画に係る指針を踏まえるとともに、橋本市長期総合計画をはじめとする上位計画・関連計画と整合性を図り策定しております。

計画期間は平成27年度から31年度までの5年間です。

計画の対象は、子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、市内の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定しております。

計画の基本的な考え方といたしまして、計画の3ページから9ページのところに載せてあるものを抜粋しております。

基本理念といたしましては、子どもは「未来の夢」、「次代の希望」であり、次代を担う子どもを育むことは、家庭と地域社会が存続するための基礎的条件であり、地域社会に明るい未来をつくり出すものである。これまでの考え方を理念として継承し、子どもが人として尊重され、健やかに成長する環境を、家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体でつくり上げていくということにしております。

そして、基本的な視点。基本理念を実現するため、市は次の8項目を基本的な視点として施策に取り組んでおります。子どもの幸せを第一に考える視点、全ての子育て家庭を支援する視点、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を促す視点、地域社会全体で子育てを支える視点、地域の社会資源を活用する視点、サービスの質と量を確保する視点、地域の実情に応じた取り組みの視点、次代の担い手づくりという視点を掲げております。

次に、3の基本目標として7つの基本目標を設定し、体系的に施策を展開していきます。この施策の体系というのが次のページなんですけれども、先に、3ペ

ージの5、教育・保育提供区域の設定ということで、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、教育・保育提供区域を設定することとしています。

本市では、市内の教育・保育の利用状況等を総合的に判断し、教育・保育提供区域に関して市全域を1区域として一体的に提供します。ただし、放課後児童健全育成事業、これは小学生を対象とした学童保育のことですが、健全育成事業においては、市内11地区で提供体制の確保を図っていきます。

次の4ページをご覧ください。

これは事業計画の8ページを抜粋しておりますが、施策の体系でございます。基本目標7つ、1つは、地域ぐるみで子育て・子育て支援の充実、2つ目は、親と子の健康の確保と増進、3つ目は、子どもの成長に資する教育環境の整備、4つ目は、子育てを支援する生活環境の整備、5つ目は、仕事と生活の調和の促進、6つ目が、子どもたちの安全の確保、7つ目が、要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進ということで、それぞれにつきまして主要課題、施策の方向というものを整理して定めております。

次に、5ページからなんですが、これは事業計画21ページからの抜粋でございます。施策の展開といたしまして、先ほどの基本目標に対してどのような課題があって、今後どのように取り組んでいくか、施策の方向、主な活動という内容を5ページから記載しております。これを説明していきますとちょっと時間が足りなくなりますので、ここのところを省略させていただきまして、14ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

第5章、計画の目標値等というところで、33ページからの抜粋になります。

1、教育・保育施設及び地域型保育事業。幼児期の学校教育や保育の必要性のある子どもへの保育については、これまで幼稚園と保育所の2施設が多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加え、両施設の良さを併せ持つ認定こども園の普及が望まれています。また、少人数の子どもを保育する事業が創設され、共働き家庭への子育て支援を充実するため、身近な保育の場の確保が必要となります。教育・保育施設というのは、新制度では、幼稚園、認可保育所、認定こども園が教育・保育施設となります。待機児童の解消に向け、認定こども園の普及が望まれています。

②に地域型保育事業としまして、新制度では、定員が19人以下の保育事業は市町村による認可事業として、地域型保育給付の対象となる。地域型保育事業は、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4

種類がございます。

次に、2の保育の必要性の認定についてでございます。子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。認定は、次の1～3号の区分で行われます。

1号認定（教育標準時間認定）です。満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、学校教育のみを受ける子ども。対象施設としては、幼稚園、認定こども園。

次に、2号認定（保育認定）ですけれども、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする子ども。保育所、認定こども園。3号認定、同じく保育認定ですが、満3歳未満、ゼロ、1、2歳で保育を必要とする子ども。保育所、認定こども園、地域型保育事業が対象施設となっております。

そして、次の15ページですけれども、ここから、計画と27年度の実績についてご報告させていただきたいと思えます。

3、幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策です。

1号認定・2号認定・3号認定の量の見込みと確保の内容といたしまして、計画当時、平成25年度、27年度、28年度の計画を上の方に記載しております。その下に、28年3月1日現在、27年度の実績といたしまして、1号認定、量の見込み、当初の計画では539でしたが、543という数字になっています。2号認定では、計画では892という数字でしたが、実績は840。次に、3号認定ですけれども、計画では504ということでしたが、511という人数の数字となっております。27年度では、やはり3号認定、ゼロ、1、2歳児のところでマイナス43と、待機児童の数字が出ておるんですけれども、実際は、ゼロ歳児13人、1歳児7人、計20名の待機児童が28年3月1日時点では生じてございました。

参考に、28年5月1日現在の実績数値をご報告させていただきます。1号認定では、計画は518ですが488。次に、2号認定ですけれども、計画の量の見込みが857ですが861。3号では、501となっておりますが472という数字になっておりまして、2号認定で、マイナス3というふうな数字が出ておりますが、ここは調整させていただきまして、現在、待機児童は発生してございません。

次に、16ページですけれども、29年度、30年度、31年度の、これは計画を抜粋したものになります。

次に、1号認定についてです。満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、学校教育のみを受ける子どもの認定区分となります。確保の方策を記載させていただいて、次に、四角の枠で囲まさせていただいた、平成27年度の取り組みと今後の方策についてご報告いたします。

27年度に公設民営の保育所型認定こども園として、橋本こども園と応其こども

園が開園しました。また、私立幼稚園3園が新制度に移行され、28年度からそれぞれ幼保連携型認定こども園として輝きの森学園、みついしこども園、あやの台幼稚園が開園しました。30年度に新設予定していた(仮称)学文路こども園と(仮称)山田こども園については計画を見直すこととなり、現時点では開設年度は未定としています。

1号認定については、ニーズの見込み量は確保されています。新たにこども園が新設され、保護者の教育・保育サービスの選択の幅が広がるとともに、保護者の就労状況の変化にかかわらない教育・保育の提供が可能となっています。

次に、2号認定でございます。こちらも平成27年度の取り組みと今後の方策といたしまして、基本的には先ほどのところと同じなんですけども、27年度に公設民営の保育所型認定こども園として、橋本こども園、応其こども園が開園。あわせて、私立保育園の橋本さつき保育園が新興住宅地に開園しております。また、私立幼稚園3園が新制度に移行され、28年度からそれぞれ幼保連携型認定こども園として開園いたしました。30年度に予定していたこども園につきましては、計画を見直すという形になっております。

2号認定については、ニーズの見込み量は確保されています。新たに保育園、こども園が新設され、保護者の教育・保育サービスの選択の幅が広がるとともに、こども園では保護者の就労状況の変化にかかわらない教育・保育の提供が可能となっています。

次に、3の3号認定でございます。これはゼロから2歳児までです。27年度の取り組みといたしまして、施設の整備状況については2号認定の方策に記載されているとおりです。ニーズ調査の見込み量と比較すると、27年度では当初36人の不足が見込まれていましたが、年度末の3月には43人の不足が生じました。ただし、待機児童数については28年3月初日時点で20人の発生でした。28年度では、当初私立幼稚園のこども園化などにより不足が3人まで減少する見込みとなっていますが、29年度以降はニーズの見込み量は確保される予定でございます。

次に、4の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策についてご説明したいと思います。

1、時間外保育事業でございます。時間外保育事業というのは、保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所の開所時間(11時間)の前後30分以上において時間を延長する保育を実施するということとなります。27年度の下の方では、実績といたしまして、量の見込みは502人というふうになってございます。一応、計画では510人というふうな数字になっておりました。多様な就労形態等に対応するため、公立5園(紀見・三石保育園、高野口・すみだ・応其こども園)、それから、私立の4園(バン

ビーノ・あやの台・香久の実・橋本さつき保育園)の計9園にて、開所時間の11時間を超えて延長保育を実施しました。

また、27年度より新制度に基づき、新たにパート就労者を対象とした保育短時間の区分認定を行い、全園にてニーズに応じた延長保育を実施しました。上の表の27年度実績は、開所時間を超えた延長保育利用者数としています。

今後も引き続き、各区分において、ニーズに応じた延長保育が的確に提供できる体制を確保していきます。

次に、2の放課後児童健全育成事業でございます。これは放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業を実施するという形になっています。これは学童保育と呼ばれているものでございます。

橋本地区の27年度の実績、量の見込みとしましては45人。ここでは一応、5人の不足というふうな数字になっています。西部地区の実績では、40人の確保に対して35人、紀見地区につきましては、80人の確保について83人、城山地区については、80人について51人、柱本地区については、40人に対して13人、三石地区については40人に対して47人、隅田地区については160人に対して146人、河南地区につきましては、40人に対して33人、応其地区につきましては、40人に対して55人、高野口地区につきましては、40人に対して26人、境原地区については、40人に対して17人というふうな実績数値になっております。

27年度の取り組みと今後の方策といたしまして、計画どおり27年度において三石台第2学童保育所を三石小学校内の空き教室を整備改修して設置、あやの台第2学童保育所として、あやの台小学校の教室を一時使用することにより確保し、三石地区、隅田地区のニーズ調査の見込み量を確保しました。

また、今後、紀見地区、橋本地区、応其地区については、ニーズ調査の見込み量を超える実績が出ており、ニーズ調査の見込み量を再検討しつつ、小学校内の教室を利用することにより必要量を確保していく方針でございます。国より提示された放課後子ども総合プランをもとに、現状行っている事業の効果検証を行いながら、本市の各地区における放課後児童対策を構築します。

次に、3の子育て短期支援事業についてご報告いたします。家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や緊急一時的に保護を必要とする母子を一定期間、養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を図ることを目的に、事業実施施設を指定し、委託により当該施設において、一定期間、養育及び保育を実施します。これは高野口名古屋にある貴志ホームに委託をさせていただきます。

平成 27 年度の取り組みと今後の方策として、27 年度の利用件数は 2 件、延べ泊数は 9 泊でした。どちらのケースも児童相談所との連携のもとで対応したケースです。養育困難を抱える家庭で、児童が保護を要するケースの場合、児童相談所が対応するケースが多く、児童相談所が一時保護を決定することもよくあります。今後も保護を要する児童については、児童相談所との連携のもと取り組んでいくことが予想されるが、本事業の利用の必要性がある場合は、積極的に活用していきます。

次に、4 の地域子育て支援拠点事業です。これは就学前の児童やその保護者が交流できる場を提供するとともに、子育てを応援したり、育児不安や子育てのさまざまな相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業を実施します。

量の見込みと確保の内容といたしまして、平成 27 年度の実績数値といたしましては、月に 1,068 人の子どもの利用がございました。

平成 27 年度の取り組みと今後の方策として、センター数が 4 カ所から 6 カ所に増え、子ども連れの親子がより身近なルームに参加することができ、子育て支援の強化につながりました。また、ルームごとの特徴があり、独自のイベントや取り組みなどを求めて複数のルームに参加する親子も増えたため、より広い情報共有や仲間づくりの機会提供ができています。今後、支援センターの機能を強化するとともに、保護者主体で運営する地域の子育てサークルと連携し、活動につなげていきたいと考えています。

次に、(5) 一時預かり事業です。保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育事業に対応するため、一時預かり事業を実施します。幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがございます。幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3 歳から 5 歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので保育所で実施しています。

アは幼稚園の一時預かりです。確保の内容としましては、27 年度実績 2,435 人日を確保しており、利用としましては 549 人日の利用がございました。

次に、2 号認定による定期的利用といたしまして、7 万 4,861 人日の確保に対し、1 万 6,879 人日の利用がございました。

ウのその他の一時預かり（一時保育・トワイライトステイ）ということですが、2,500 人日の確保に対し 679 人日の利用がございました。

27 年度の取り組みと今後の方策です。幼稚園の預かり保育については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に在園児（1 号認定の教育標準時間認定子ども）を対象に行う一時預かり事業が国において創設されました。本

市においては、私立幼稚園3園の認定こども園化に伴い、27年度までの預かり保育事業の継続事業として、幼稚園型の一時預かり事業を創設し、28年度以降も主に教育標準時間認定の子どものニーズを吸収できるよう、本事業を実施していきます。

保護者の就労形態の多様化、疾病・通院、リフレッシュ及び冠婚葬祭等による一時的な保育需要に対応するため、一時預かり事業を私立保育園2園にて実施しております。あやの台保育園と香久の実保育園で実施しております。27年度のトワイライト（休日預かり）の利用世帯は3世帯、うち1世帯については、夜間養護のトワイライト利用もありました。利用日数は、休日預かりで延べ58日、夜間養護で延べ7日です。いずれも里親に委託契約して実施しました。28年度も里親に委託し、事業を実施する予定をしております。

次に、6の病後児保育事業でございます。病気の症状安定期や病気回復期にあり、集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に、一時的に保育・看護を行います。これについては、580人日の確保を行い、27年度実績としましては8人日ということになってございます。本市においては、あやの台保育園で委託をして実施しております。

27年度の取り組みと今後の方策です。新制度の開始後も継続事業としまして、私立あやの台保育園にて実施しましたが、27年度における利用者数は8人とどまりました。本市のセーフティネットとして位置づけは欠かせないものの、ニーズ調査に基づく量の見込みと実利用者数があまりにもかけ離れているのが現実です。今後はより広報活動を行い、市内保護者への啓発に努めるとともに、事業実施園とも協議を図りながら、病児保育サービスの提供方法について考えてまいりたいところでございます。

次、7の子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）です。地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業を実施いたします。27年度の実績ですけれども、確保内容は1,350件ですけれども、482件の利用でございました。

次のページの27年度の取り組みと今後の方策です。27年度は、1年を通しサポートを実施していた家庭支援、送迎業務なんですけれども、が26年度で終了したため、27年度の実績が減少しています。28年度からは市ホームページにおいて、子育て支援に特化したホームページを作成いたしました。その中でファミリーサポートセンター事業について紹介し、市民へのPRにも努めていきます。また、センター独自の取り組みとして、年2回市民向けの講演会を実施する際、センターの取り組みや実績等の報告会をし広報活動に取り組んでいます。乳幼児健診に

来ている保護者に対しても情報提供をしておるところでございます。

次に8の利用者支援事業でございます。新制度では多様な教育・保育や子育て支援事業が用意され、待機児童解消や育児不安・育児負担の軽減のために、それらを個々のニーズに応じて確実に提供する必要があります。子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育、一時預かり事業、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業などの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、利用者支援事業を実施します。

量の見込みと確保の内容としまして、これは箇所数をあらわしてございます。市があやの台保育園に委託して、この事業に取り組んでもらってございます。

27年度の取り組みと今後の方策です。個別の子育てニーズを把握し、子ども及びその保護者（妊婦を含む）が、その選択に基づき、適切な施設や事業（教育・保育・保健その他子育て支援）を円滑に利用できるよう、また、よりきめ細かな情報提供や相談・助言等を行うなど、総合的な利用支援の第一歩を27年度より市の委託事業として実施しています。現在の委託先は、あやの台保育園（社会福祉法人白鳩会）としております。事業開始年度の利用状況としましては、全105件の相談実績があり、対応していただいております。

今後も引き続き、多様な子育て支援サービスの利用について利用者支援機能を果たすため、日常的に地域のさまざまな子育て支援関係者との連携を図りたいと考えています。

次に、9の妊婦健診でございます。妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

27年度実績の確保の内容としましては430人日ですけれども、実績としましては441人日がございました。

27年度の取り組みと今後の方策です。妊娠届け出の際に、妊婦健診受診票の交付を実施しています。27年度の実績は441名ですが、そのうち38名は年度途中での転入の方になります。本市に住民票があり妊娠届け出をした方のうち、満11週以内の早期届け出は387名（約96%）となっていますが、思いがけない妊娠等、妊娠がわかってからのパートナーとの関係構築や未婚のままでの出産等の理由から、妊娠の届け出が中期から後期にかけてと遅れてしまう方が16名（約4%）となっています。以前は、妊娠前期・後期の2回のみ助成でしたが、21年度からは14回22枚の妊婦健診受診票がもらえます。安心して妊娠・出産につなげられるよう、今後も早期届け出についての啓発が必要となります。

次に10の乳児全戸訪問事業です。これは、生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関するさまざまな悩みを聞き、子育て支援に関する情報

提供や養育環境等の把握や助言を行う事業を実施します。

確保の内容としましては 408 人日、実績数値としましては 297 人日となっております。

平成 27 年度の取り組みと今後の方策です。乳児全戸訪問としては、健康課窓口に新生児出生連絡票の提出をしていただき、家庭訪問の了解をいただいた方に対してのみ橋本市母子保健推進員が生後二、三カ月ぐらいで訪問を実施しています。健康課窓口において新生児出生連絡票の提出をしていただいた段階から、了解をいただけない方も 1 割前後いらっしゃいます。また、了解はとっていても、いざ家庭訪問をすると乳児の顔も見せてもらえず、必要な資料をポスト投函するだけに終わる場合もございます。これは 13 件ございました。

さらに、家庭訪問前に事前の電話を入れるのですが、母子保健推進員の見なれない電話になかなか出てくれないといった苦労もあります。やっと出てくれた場合でも、家庭訪問拒否、電話のみの対応が 20 件という場合があります、全ての乳児に対応するのは非常に困難です。連絡困難な場合は、橋本市の担当保健師のほうから連絡をとり、子育ての状況を聞き、必要に応じて家庭訪問するといった連携をしています。しかし、乳児全戸訪問は育児困難家庭を早期に発見する上ではとても大切な事業です。今後も可能な限り家庭訪問数を増やしていくための方策として、健康課の窓口に新生児出生連絡票を提出する際に、ご理解をいただけるよう勧奨していきたいと考えております。

次に、11 の養育支援訪問事業でございます。養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業を実施します。これにつきましては、確保は 400 人日を確保しておりましたが、実績数値としましてはゼロでございます。開設初年度の事業ということもあり、27 年度の実績はありませんでした。この事業は、ファミリーサポートセンターを運営する NPO 法人育夢学園に委託して実施しており、ボランティア登録されている地域住民が対象家庭に出向き、食事の用意や清掃、また育児支援に取り組むもので、地域交流という目的もあります。

地域間のつながりが希薄になっている現代社会において、本事業は大変意義ある事業と考えています。今後、要保護児童として登録されている家庭への養育支援の必要性は増えていくであろうと見込まれますので、利用実績は伸びていくと予測してございます。

12、その他です。子ども・子育て支援新制度の施行状況等に注視し、国で新規に創設された下記の事業についても、事業の詳細を確認しながら実施を検討してまいりたいと考えています。

	<p>1つは、実費徴収に係る補足給付を行う事業。そして、もう1つは、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業という2つの事業がございます。</p> <p>次に、幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容といたしまして、乳幼児数・園児数の動向を見ながら、認定こども園の整備を進めています。今後、平成27年度には公設民営のこども園が2園、平成28年度には私立のこども園が3園、平成30年度には公設民営のこども園が2園、これはちょっと今凍結という形になってございます。子どもたちが幼児教育から小学校教育へ滑らかな移行をするための取り組みとして、保育者と教員が相互参観や合同研修する機会や園児と小学生が交流する機会、小学校区内の園児同士が交流する機会を計画的に実施していきます。また、保育者と教員が連携して作成した橋本市幼児教育統一カリキュラムの実践による研修を通し、発達や学びの連続性の大切さを確認し合い、より充実した教育・保育に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>報告といたしましては以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。今年度初めてということで少し丁寧に説明していただいたと思うんですが、ただいまの事務局の説明に関しまして、何かご質問やご意見ありましたら、お願いいたします。</p> <p>それでは、すいませんが、私のほうから。まず、先ほどの議題1とも関連するんですが、16ページ、17ページのところで、平成30年度には清水幼稚園と学文路幼稚園が学文路こども園に統廃合され、また山田こども園が新設される予定でありというふうに書いてあるんですが、この方策というのが、今、議題1の議論によって、山田については平成34年をめどにとかというようなお話になっているということなので、ここの各方策については少し今の議論を踏まえて、書き直す必要があるんじゃないかなというふうに、30年度には多分、山田については統廃合されないということですので、ちょっとその辺を書きかえていただく必要があるのではないかと思います。対応よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>おっしゃるとおりで、ここについては書き直す必要があります。ただ、ここ2年ほどかけて一から見直すということで、今、市全体で考えておりますので、ここを書き直すにしても具体的に決まった後、書き直したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>じゃ、今のところ予定ですというところは残すということですね。</p>

事務局	<p>こども課としては書き直したいんですけども、市としてはっきりした方向性が決まってから全体を書き直したいと考えております。このまま残すのが不適當だということでしたら事業計画自体を見直す形になるんですけども、今のところはもうちょっと置いたままにさせていただいて、ここ1年、2年の間に正確な方向性を決めていきたいと考えております。</p>
会長	<p>ということですが、委員の皆さんはそれでよろしいでしょうか。 特に異議ないようですので、事務局の側でご検討いただければと思います。 他に質問はございますか。</p>
委員	<p>今のお話と関連するんですけど、学文路と山田が遅れているのは、用地の買収がうまくいっていないと、進んでいないということでは聞いてはいるんですけど、用地を変更するということは考えていないんですか。</p>
事務局	<p>当然考えております。今まで用地確保で動いていたところがだめでしたので、他の用地も検討しておりますけども、学文路地区については農振地域が多く、なかなか土地の変更が難しい。山田地区については道が非常に狭いということで、今他の土地を検討中ではありますが、もうちょっと具体的に言いますと、今、西部中学校がなくなりました。土地の確保を予定していたところがだめでしたので、西部中学校跡地を何とかというのを考えておりましたけども、今言いましたように、そこに入っていく道が非常に狭い。北からも南からも狭いということで、こども課としては適切ではないと思っております。ですので、今は他の土地を考えております。</p> <p>学文路につきましては、ここも学文路中学校用地跡地を考えていましたけども、運動場の水はけが非常に悪い。この運動場の水はけを改修しようとするとなん億というお金が要るということで、運動場にこども園をつくるのは不可能であるという結論になりました。ですので、ここについてもほかの土地を考えていくという、今、方向になっております。</p>
会長	<p>学童保育とか、放課後児童健全育成事業について何かございませんか。</p>
委員	<p>すいません、学童に関してなんですけれども、まず27年度から、それまでこども課の管轄だったのが、小学生を対象にしていることもあって教育委員会の管轄にさせていただきまして、学校との関係も段々と良くなっているかなという認識も</p>

	<p>あります。その中で、ある何カ所かが集まってNPO法人化したこともありまして、保護者負担も減り、場所も増えております。それもあつし、やっぱり共働き家庭が増えて、子どもの数が減っていて、学校の児童数はそんなに増えているわけではないんですけども、共働き家庭が増えていることによってニーズが増えているのが現状で、今ここに上げていただいているとおおり、27年度から、紀見学童とか、他の学童も何カ所か第2学童もつくっていただいて、いっているんですけどまだまだ、なおかつニーズが増えていて、今とてもとても狭い空間で、ぎゅうぎゅう詰め状態で子どもが過ごしているという現状がやっぱりあります。</p> <p>また、これから夏休みに向けて、普段でしたら保護者の方が、子どもが帰ってくる時間には帰ってくるという方もいらっしゃるんですけど、やっぱり夏休みになりますと、朝からの1日の中で子どもを見ていただきたいというニーズの方が増えておりますので、その辺はまだまだご協力いただきたいし、考慮していただきたい。また、このニーズについても、今、上がっているところ以外でも、今はまだ何かいけているけれども、今後、定員の方でちょっといっぱいになっていく可能性も増えているというところがあるので、またそこもご相談いただいて、協力いただきたいなと思っております。</p>
会長	<p>今もニーズが増えてきているということで、今後とも改善する余地がたくさん残されているというご意見だったと思います。この国が出している『なるほどBOOK』の中に、小1の壁を打破しますと書いてあるので、そのためにも、放課後等のそういう学童保育ということでも大事になるなと思います。ありがとうございます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>前回の会議においても希望があったんですけど、私の方から、24ページの病後児保育事業というところがあって、ニーズと実際の量が異なるということになると、ここは、橋本市が広域であるにもかかわらず、あやの台保育園だけしかそれを実施していないというところも1つ、ほかに病後児保育を実施する保育園を増やすということでニーズを満たしていくという方向性も考えられるんじゃないかなと思うんですが、その点についてはどういうふうに。例えば、高野口地区のお子さんが病後で預ける場所ということでも、あやの台と今はなっていると思うんですけど。</p>
事務局	<p>確かに、病後児保育事業はセーフティネットとして重要な事業なんですけれど</p>

	<p>も、正直申し上げますと、この 24 ページにもありますように、実利用数が人日 8 名ということで、もう少し利用頻度が高ければ、橋本市内の、例えば、一番東の端の園にいただいているんですけど、別の園とかというのを考える必要はあるかと思いますが、この利用数が、例えば、市の広報を啓発してもあまり増えなかったら、別のところをまたさらにというのはちょっと今のところ考えにくいかなというのが正直なところですよ。</p>
<p>会長</p>	<p>今あるところでの実利用人数の増加ということがなければ、ほかにもう広げることがなかなか難しいんじゃないかなというご意見だったかなと。</p>
<p>事務局</p>	<p>それと、確保の内容でございますが、1日2人の利用に対して290日、580人日を確保しているという形です。1日2人の利用があったとしてという形でニーズが満たされるという形ですけども、現実的には8人のニーズしかないという形なので、ほかの園にこの事業を広げていくという形も非常に難しいのかなと。今もあやの台保育園の方には、色々ご無理をお願いして取り組んでもらっておるところですので、これを広げていくというのはなかなか難しいのではないかなということも、市とあやの台保育園さんとも協議しておるところなんですけども、でも、大事な事業であるということをお願いして、取り組みを継続していただけるように、今お願いしているところでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ぜひとも続けていってください。利用人数が少ないということもありますが、大事な事業だと思いますので、続けていただければと思います。</p> <p>その他、何か。</p>
<p>委員</p>	<p>27 ページなんですけど、新生児の全戸訪問事業なんですけど、会えないところが、ポストへ入れるのが 13 件で、電話のみの対応が 20 件ということがあるんですけど、この対象となる人らは、何か月か健診というのは受けているんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>この方たちは、ほとんど受けていただいています。その点は大丈夫なんですけど、訪問に対して、知らない人ということでこういうふうになっています。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>虐待等々でつながっていかんのかなという気がしたんで。拒否しているということだけって見たら。それだけの確認です。</p>

<p>会長</p>	<p>何らかの形で乳児健診等にはつながっておられるということで、ご確認できたかなと思います。</p> <p>そのほか、何かご意見、質問等ありますでしょうか。</p> <p>質問、ご意見等もないようですので、本議題は一応、終わりです。</p> <p>続きまして、3番目のその他についてなんですけど、委員の皆様より何かご提案や情報提供等ありましたら、お願いします。</p> <p>なければ、事務局より説明の申し出がありますので、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼します。28年度におきましては、この会議においてお諮りさせていただくような案件が、今、現時点では予定してございません。その形でいきますと、また次は、28年度の実績について、28年度の進捗状況についての報告という形になるかなと考えておるんですけども、きょう、ご指摘いただきました資料等につきましては、次回の会議のときには、またきちんとご説明できるような資料にしたいと考えてございます。</p> <p>それと、もし何か委員様で、こういうことはどうなのかということがございましたら、事務局にご相談いただきまして、事務局からまた会長とご相談して、2年間の任期がございますので、また機会があれば招集をかけさせていただきたいと考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、ただいま事務局から説明がありましたとおり、次回の会議開催については未定となっております。予定としては、28年度の進捗状況ということでいくと、何月ぐらいめどになるかとかというのはまだわからないですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>28年度の進捗状況という形になりますと、年度途中で実施するというのは難しく、3月末でその年度の実績が確認できまして、一応4月中に、各事業所様の方ほうから実績報告という形でいただいております。できれば、皆様の任期が5月ということになっておりますので、2カ年あるんですけども、今回は6月ということではなくて5月中に、28年度の進捗状況という形でご報告できればと考えておりますが、その実績報告の書類の整理がちょっと時間がかかりますと、また6月をお願いしないといけないかもわかりませんが、できれば5月には開催したいと考えております。</p>

<p>会長</p>	<p>分かりました。ありがとうございました。</p> <p>何事もなければ、また来年の5月、6月ぐらいにということで、皆さん、ご予定いただければなと思っています。具体的には、私と事務局で、次回の開催日程について決定をさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>あと、すいません、もう1つ。一応、委員の任期は2年という形でさせていただいてございます。皆様の今持つておられます役職に、充て職という形でさせていただいて、委員を委嘱させていただいてございます。例えば、保護者代表の方でございましたら、1年で役員がかわられるということもあろうかと思えます。その際には、後任の方に委員をまた引き継いでいただけるような形でお話しただければありがたいかなと考えてございます。すいませんが、その辺、またご協力のほどをよろしくお願ひしたいと思えます。</p>
<p>会長</p>	<p>この開催時期につきまして、ご異議等がありますでしょうか。なければ、議事につきましては、全て今回終了となります。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>どうもありがとうございました。それでは、これをもちまして、平成28年度第1回の橋本市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。最後までご協力どうもありがとうございました。</p> <p>閉会</p>